

か>の違いとして理解されるべきではないだろうか。

今年 2017 年は宗教改革 500 周年ということで、改めて宗教改革者らの著書が読み返されている。NPP の視点からすると 16 世紀以降の宗教改革者らはパウロをだいぶ誤解したように見えるようだ。そして、その部分を修正した新たな神学が提案され、更にはそれに基づく宣教論も語られ始めている。しかし、果たして宗教改革者らの義認論は全くの誤解だったのだろうか。ひょっとすると宗教改革者らは、彼らの置かれた社会的・宗教的文脈に相応しい読みを展開しただけでなく、パウロ書簡のある文脈上に置かれた用語や概念を越えて、正典内を行き来しつつ、その時代に相応しい神学の構築を目指したという面もあるのではないか。何故なら NPP の読みでは決して前景に表れない幾つもの神学的主題が、ヨハネの福音書では寧ろ前景に顕れたりするからである。あるいは NPP の議論において注目される用語や概念は、ヨハネの福音書では、別のもので言い表されている場合もある（例えば、*χάρις*, *ἀλήθεια*, *ἀγάπη*, *ζωή* 等）。

NPP の読みの提案を通して、これまで後景に退いてあまり意識されずに来た部分に光が当てられているという面もある。それ故 NPP の議論に胸を借りて、従来の福音理解を見つめ直すということには意義がある。しかし、NPP の視点のみにて構築された神学が宣教論へと展開される過程で、宗教改革者らが掘り下げた部分を捨象し、福音理解の奥行きを却って狭めてしまうことにならないことを期待したい。

(東京女子大学教授)

宇宙的な力としての罪

山口希生

1. 序言

本稿では「宇宙的な力としての罪」という主題について考察する¹。この主題は、欧米の新約学界でのパウロ研究において大きな注目を集める「黙示的パウロ」と密接なかかわりがあるので²、これら二つのテーマの両方に着目していきたい。本論文は以下のような構成になる。

- ①「宇宙的な力としての罪」および「黙示的パウロ」の概略
- ②ユダヤ黙示的世界観
- ③教父時代、宗教改革期、そして近現代へとつながる研究史
- ④ローマ書 5 章から 8 章の釈義

2. 「宇宙的な力としての罪」および「黙示的パウロ」

パウロの書簡の中では「罪 (*ἀμαρτία*)」という言葉が二つの異なる意味合いで使われていると、多くのパウロ研究者が指摘している。第一のものは聖書に

¹ 本論文は、日本福音主義神学会西部部会、2017 年度春季研究会議の基調講演『諸力としての罪：ユダヤ黙示思想の文脈の中のパウロから考える』を加筆・増補したものである。本講演に応答して下さり、様々な示唆を賜った坂井純人氏、吉田隆氏、正木牧人氏、川向肇氏に特に感謝申し上げる。

² この分野に関する研究としては、*Apocalyptic Paul*, ed. Beverly Roberts Gaventa (Waco: Baylor University Press, 2013)、*Paul and the Apocalyptic Imagination*, ed. Ben C. Blackwell, John K. Goodrich, and Jason Maston (Minneapolis: Fortress, 2016) を参照。

おいて最も一般的な罪理解である。罪の理解の前提となるのは、神が人間に戒めを与えているという認識である。人間には神から与えられた戒めをすべて守り、行う義務がある。それらの神の戒めの一つ、あるいはいくつかを破ることを「罪」と呼ぶ。逆に言えば、神の戒めなしには罪は認識されないとと言える。パウロもローマ書 5 章 13 節で、「しかし罪は、何かの律法がなければ、認められないものです」と指摘している。だが、ローマ書においてパウロは、このような意味での罪を表す言葉としては「罪 (ἁμαρτία)」よりも「違反 (παράπτωμα)」という言葉を選好している。人間は罪を犯した場合、神が定めた方法、特に旧約時代にはレビ記に記された様々な献げものを通して罪の赦しを受ける必要があり、それを怠れば神からの刑罰を受ける。

第二の意味合いの罪についてだが、パウロの書簡、特にローマ書において罪はあたかも意志を持ち、人間を虜にする存在として描かれているように見える。

パウロはこのような意味で「罪」に言及する場合は、必ず単数形の ἁμαρτία (Sin) で表記する³。その典型的な表現がローマ書 7 章 20 節である。「もし私が自分でしたくないことをしているのであれば、それを行っているのは、もはや私ではなくて、私の中に住む『罪』です。」この一節について、福音派の代表的な聖書学者であるトマス・シュライナーは次のように述べる。「パウロは『私』が悪を行っているのではないと断言している。悪の責任は、人間の中に住む『罪』(indwelling sin) にある。ローマ書 5-7 章でしばしば見出すように、『罪』は人間を支配下に置く外的な力 (alien power) として理解されている。」⁴「罪」は能動的な行動主体、神に反逆する宇宙的な諸力の一つであり、人間は文字通りこの「罪」の支配下に置かれた「奴隷」である。「罪」は単に個人を支配しているのにとどまらない。ローマ書 5 章以降では、この「罪」と、そして「罪」を通じて世界に侵入した「死」とは人類全体を「王として支配する

(βασιλεύω)」存在として描かれている (ローマ 5:14, 17, 21 参照)。この世の真の支配者は「神」のみであるのだが、その神の創造した世界を「罪」と「死」が篡奪者として王のように支配しているのである⁵。キリストは、アダム の咎によって人類にもたらされた「罪」と「死」の支配を死に至るまでの従順によって打破し、人々が神から与えられた召命である「地を治める」という働きをなすことを可能にした。このような視点からパウロ書簡、特にローマ書 5-8 章を読み解いていくのが「黙示的パウロ」理解である。もっとも、パウロ書簡において「罪」や「死」が人類の敵として描かれ、それらに対するキリストの勝利が展望されているのはローマ書だけではない (第一コリント 15:25-26, 55-56 等を参照せよ)。

この「罪」の支配からの解放は、「新しい出エジプト (ニュー・エクソダス)」という観点からも見ることができよう。イエスはその受難の舞台として「過越祭」を選んだが、ユダヤ人にとってこの祭りはエジプトでの奴隷状態からの解放、出エジプト (エクソダス) を祝うためのものだった。イエスも「神の民を奴隷状態から贖い出す」ための舞台として過越祭を選んだのだが、ではイエスは自らの民を、誰による奴隷状態から解放したのだろうか。イエスが武力蜂起によってローマ帝国からの解放を目論んだのではなかったのは明らかである。むしろパウロは、イエスがもっと大きな暗闇の力、「罪」と「死」の支配からの解放を成し遂げたのだと見ていたのではないか。W. D. デイビスは次のように論じる。

パウロがイエス・キリストの働きに「贖い」という言葉を適用する時、その背後には長い伝統がある (出エジプト 6:6; 15:13; 詩篇 77:15; イザヤ 41:14 等)。イスラエルがエジプトから贖われたように、キリスト者の共同体、新しいイスラエルは、罪という「エジプト」の奴隷状態から贖われたのである。なるほど、パウロは「贖い」という言葉を頻繁には用いないが、新しい出エジプトという考えは彼の思考の至る所に見られる⁶。

⁵ Cf. Schreiner, *ibid.*, 296.

⁶ William David Davies, *Invitation to the New Testament: A Guide to Its Main Witnesses* (London: SPCK, 1967), 313-4 [拙訳].

³ 本論文では、このような意味での罪を「罪」とカッコつきで表記することにする (引用の場合はその限りではない)。

⁴ Thomas R. Schreiner, *Romans* (Grand Rapids: Baker Academic, 1998), 374 [拙訳]. ドイツの聖書学者クラウス・ハーカーも次のように指摘する、「ここでは『罪』はまるで悪魔のように現れる。それは人間の体を占有し、神の意志や、自分自身の見解と良心にさえ反する行動をさせるのだ。」Klaus Haacker, *The Theology of Paul's Letter to the Romans* (Cambridge: Cambridge University Press, 2003), 66 [拙訳].

「贖い」とは、契約共同体の一員が奴隷状態に陥った時に、他の契約のメンバーがその人をその苦境から「買い戻す」ことである（レビ 25:47-48）。神はアブラハム、イサク、ヤコブと契約を結ばれていたので、彼らの子孫をエジプトの奴隷状態から贖った（買い戻した）。そして人となられた神の子は、「罪」の奴隷となっていた人々を贖った（買い戻した）のである。パウロのこのような宇宙的な力としての「罪」理解、そして「贖い」理解の思想的土壌となったのが「ユダヤ黙示的世界観」である、という見方が新約学界において広く論じられている。ユダヤ黙示的世界観については次章で考察するが、ここでは新約聖書神学とパウロとの関係を概観しよう。

新約聖書には、「神の王国」と「サタンの王国」との対決というテーマがあらゆる局面に見られる。福音書では、イエスの働きの重要な部分はサタンやその配下にある悪霊との戦いであり、特にヨハネ福音書では、イエスの十字架に至る受難はサタンへの勝利と理解されている。「今がこの世のさばきです。今、この世を支配する者は追い出されるのです」（ヨハネ 12:31）。新約聖書書簡の中ではレビ記に基づいた罪の赦しの説明に最も多くの紙面を割いているヘブル書でも、サタンへの勝利としてのイエスの死、という理解が示されている。「これは、その死によって、悪魔という、死の力を持つ者を滅ぼし、一生涯死の恐怖につながれて奴隷となっていた人々を解放してくださるためでした」（ヘブル 2:14-15）。

他方で、パウロ書簡、特にローマ書にはほとんど「サタン」や「悪魔」という言葉が登場せず（ローマ 16:20 のみ）、もっぱら「二者（神と人間）」の間の法的問題としての罪の問題が論じられているように見える。しかし、実際にはローマ書も神に反逆する霊的存在の問題を深刻に捉えており、ローマ書 5-8 章では「サタン」の代わりに「罪」という言葉が反逆的な霊的諸力を代表する存在を示すために使われている、と考える新約学者は多い。つまりパウロもまた「ユダヤ黙示的世界観」の中で罪の問題を考えていたのではないか、ということである。もっとも、「罪」という言葉を宇宙的な諸力の一つとして捉えることは目新しいことではない。後で取り上げるように、教父時代にも、また宗教改革期にもこうした視点は存在していた。まず初めに「ユダヤ黙示的世界観」についてポイントを絞って考察する。

3. ユダヤ黙示的世界観

学界においては、黙示「アポカリプティック(apocalyptic)」という言葉は、一般的に文学ジャンルを指す言葉として用いられている。具体的には正典聖書における「ダニエル書」や「ヨハネ黙示録」、また「イザヤ書」や「ゼカリヤ書」の一部、それらに加え、外典・偽典の「第一エノク」、「第四エズラ」、「第二バルク」など、これらの文書群を総称する文学カテゴリーとしてアポカリプティックという言葉が用いられている⁷。「ユダヤ黙示文学」は 20 世紀中葉までは学界においては極めて周辺的な扱いしかされてこなかったが、今日では初期キリスト教研究において不可欠な研究分野であると広く認められるようになった⁸。

さて、このユダヤ黙示文学には非常に雑多な文献が含まれ、それらすべてに共通する要素や神学を描写するのは容易ではない。この点については、黙示文学のエキスパートに委ねるとして、ここでは今回のテーマに深い関係があると思われる二つの特徴について取り上げたい。

第一は、天と地において自由意志をもって行動しているのは「神と人間」の二者だけではなく、「神と人間と天使たち（あるいは天の諸力）」の三者であるという世界観である。むろん、黙示文学以外にも、旧約聖書の中には天使やサタンなどの霊的存在がしばしば登場するので、このような見方は黙示文学だけに限定されない。しかし、モーセ五書や歴史書、知恵文学などの他のカテゴリーと比較すると、黙示文学にはこういった天上の霊的存在が登場する頻度が格段に高く、それらの存在の持つ影響力に特に深い関心が寄せられている。天使たちは自由意志を持つがゆえに、人間と同じく神に従う者もいれば反逆する者もいる。これらの天使たちは、人間と同じく究極的には神の主権の下に在るも

⁷ ユダヤ黙示文学についての包括的な手引書としては、J. J. Collins の *The Apocalyptic Imagination* (Grand Rapids: Eerdmans, 1998 2nd ed.) を参照せよ。同書は新教出版社より邦訳準備中。

⁸ この点についてはハーバード大学の泰斗、故フランク・ムーア・クロスによる簡潔な論評を参照せよ。フランク・ムーア・クロス「死海洞穴からの洞察」、ハーシェル・ジャンクス編『死海文書の研究』高橋晶子・河合一充訳（ミルトス、1997 年）248-52 頁

の、自由な行動主体として人間の歴史に介在し、人間を支配下に置こうとしてきた、ということが黙示文学では明確に、または暗示的に示されている。聖書正典の黙示文学の中でも、特にダニエル書では、地上世界の諸王国がこれらの御使いの支配下にあることが示唆されている。ダニエル書 10 章 12-14 節、20-21 節、そして 12 章 1 節には、ダニエルに神の啓示を伝えた御使いの他に、三人の御使いが描かれている。イスラエルを守護する大天使である「ミカエル」、そして彼に敵対する「ペルシャの君」と「ギリシャの君」である。地上の諸王国にはそれぞれ御使いたちが割り当てられており、神の民に立ち向かう国々の背後には神に反逆する御使いたちがいる、ということはユダヤ黙示文学にしばしば見られる世界観である。このような思想は正典聖書の中にその起源や痕跡を見出せる、と唱える学者もいる。申命記の七十人訳には以下のような一文がある。「いと高き方が国々を分けた時…そのお方は国々の境界を神の天使たちの数に従って定めた」(申命記 32:8)。この箇所について、ロナルド・ヘンデルはこう指摘する。

近年、死海文書の中から、申命記三二章八節のテキスト断片が発見された。後期ヘロデ時代の書体（紀元前一世紀後半から後一世紀初めまで）で書かれ、現在では申命記三二章八節を記した最古のヘブライ語テキストとなる。この断片の最後のフレーズは、「神の子ら」とはっきり読みとれる。「イスラエルの子ら」ではない。この読みは、七十人訳のギリシャ語の中で保存され、標準ヘブライ語テキストの中にはなかったわけだが、この表現のほう为本物の元初のテキストにまちがいなさそうである⁹。

また、新約聖書の「ユダの手紙」に引用されている「第一エノク」は一つの文書ではなく、実際には5つの別々の文書を編纂したものだが、その一つの「動物の黙示録 Animal-Apocalypse」では、世界の国々は70人の羊飼いたち（天使たち）に割り振られている、とされている（第一エノク 89:59）。この羊飼いたち

たちは神からの委託を乱用し、委ねられた諸国の民を虐げるが、それらの行為はいずれ神の裁きに服することになる。このような黙示的思想について、クリストファー・ローランドは以下のように述べている。

後で見るように、黙示における歴史観の特筆すべき特徴の一つは、全歴史は神の支配の中にあり、世界の基の置かれる前から神によって定められたご計画と一致しているという信仰である。人間の行動は、たとえそれが現在においてはどんなに神の御心に反するように見えたとしても、それが全能の神のコントロールの外でなされたといういかなる示唆もあり得ない（第一エノク 89:58 参照）。世界の国々は勝ち誇り、イスラエルは苦難を受けるが、それは国々を司る天使たちが天界において支配権を行使することを、神が一時的に容認しているからなのだ¹⁰。

神の民を糾弾し、虐げるこれらの反逆の天使たちの頂点にいたのがサタンである。ゼカリヤ書は、一般的には「ユダヤ黙示文学」というカテゴリーに分類される書ではないが、ヨハネ黙示録への強い影響力から見ても、少なくともその内容の一部は「黙示的」だと呼ぶことが出来るだろう。このゼカリヤ書 3 章 1-4 節には、天上の法廷でサタンが神の御前で「告発者」として神の民であるイスラエルを糾弾する様子が描かれている。大祭司ヨシュアは、ダビデの末裔であるゼルバベルと共に、バビロン捕囚から帰還した人々を率いて神殿の再建に取り組んだ人物だが、彼らの神殿再建を妨げる周囲の人々の行動の背後には、天でイスラエルの民の罪を糾弾するサタンの策動があったことが示唆されている。このように、サタンとその眷属である反逆の天使たちは、天においては神の御前に人類、特にその中でも神の民の罪を告発し、地上においては諸王国の背後にあつて神の民を攻撃してきた、という視点が黙示文学には広く認められる。

さて、黙示的世界観の第二の特徴は、「今の世」と「来るべき世」という時代認識の仕方である。この「今の世」と「来るべき世」という時代認識も、黙

⁹ ロナルド・ヘンデル「神の子らが人の娘たちと戯れたとき」、ハーシェル・シャンクス編『死海文書の研究』高橋晶子・河合一充訳（ミルトス、1997年）257頁

¹⁰ Christopher Rowland, *The Open Heaven* (New York: Crossroad, 1982), 90-91 [拙訳]。

示文学だけでなく、ラビ文献にも広く認められるものであり、第二神殿期のユダヤ教に広く認められる特徴と呼べるだろう。だが、黙示文学の特徴は、この来るべき世の到来と、神に反逆する天上の諸力の打倒とが、分かちがたく結びつけられていることである。「今の世」では、先に述べたように神に反逆する御使いたちが天上界においても力を持ち、地上においては人間たちの上に影響力を振るい、人間を虜にしてきた。それに対し、「来るべき世」ではそのような御使いたちの力が打倒され、人間に本来与えられている「地を治める」という使命が正しく果たされるようになる、ということである。それがヘブル書 2 章 5 節に言い表されている「後の世」についての希望である。

神は、私たちがいま話している後の世を、御使いたちに従わせることはなさなかったのです。

「後の世」においては、神が初めから抱いておられた創造の秩序が回復され、人間は世界を正しく治め、御使いすら裁くようになる（第一コリント 6:2-3 参照）。

そして、新約聖書においては神に反逆するあらゆる諸力が決定的に打ち砕かれたのがキリストの出来事、特にキリストの死と復活においてなのだ、という信仰が明確に表明されている（コロサイ 2:15 参照）。キリストが勝利を得たため、もはやサタンは天において神の民を告発することが出来なくなり、天を追われることになった。そのことがヨハネ黙示録に描かれている。

さて、天に戦いが起こって、ミカエルと彼の使いたちは、竜と戦った。それで、竜とその使いたちは応戦したが、勝つことができず、天にはもはや彼らのいる場所がなくなった。こうして、この巨大な竜、すなわち悪魔とか、サタンとか呼ばれて、全世界を惑わす、あの古い蛇は投げ落とされた。彼は地上に投げ落とされ、彼の使いどもも彼とともに投げ落とされた。そのとき私は、天で大きな声が、こう言うのを聞いた。

「今や、私たちの神の救いと力と国と、また神のキリストの權威が現れた。私たちの兄弟たちの告発者、日夜彼らを私たちの神の御前で訴えている者が投げ落とされたからである」（黙示録 12:7-10）。

ここでの「神の救い」とは人類の告発者であるサタンに対してキリストが決定的な勝利を収めたことである。ヨハネ黙示録研究の第一人者であるクレイグ・コエスターはこう述べる、「黙示録 12 章はキリストの復活と着座の結果として起きた戦いを描写している（12:5, 11）」¹¹。キリストの完全な生涯、特にその死と復活とによって、サタンはもはやキリストにある者たちを告発することができなくなり、天における「告発者」としての地位を失ってしまった。この観点からは、キリストの死と復活はまさに宇宙的な、あるいは「黙示的な」出来事だったのである。「来るべき世」はこのキリストの勝利によって既に始まっており、完成に向かって前進している。天において立場を失ったサタンとその眷属たちは、今は地において猛威を振るっているが、それは最後の悪あがきであり、キリストの勝利は確定している、というのがキリスト教黙示的世界観・歴史観である。

以上、「ユダヤ黙示的世界観」の中でも特に本稿と関連のある二つの特徴を指摘した。これを土台に、次に「黙示的パウロ」の研究史を振り返っていきたい。

4. 教父時代、宗教改革期、そして近現代へとつながる研究史

20 世紀前半に公表されたスウェーデンの神学者グスタフ・アウレンの「勝利者キリスト (*Christus Victor*)」はパウロ救済論の古典的名著との呼び声が高い。同書は教父時代から宗教改革期にかけての時代をカバーしているので、「黙示的パウロ」の研究史の出発点として同書を取り上げることとする。ちなみにアウレンは同書で「黙示的 (*Apocalyptic*)」という言葉を全く使っておらず、ユダヤ黙示文学への言及もない。実際、当時は現在のように「ユダヤ黙示

¹¹ Craig R. Koester, *Revelation and the End of All Things* (Grand Rapids: Eerdmans, 2001), 121-2 [拙訳]。

思想」が大きな注目を集めてはおらず、研究対象のユダヤ黙示文学の文献にも限りがあった。にもかかわらず、大変興味深いことに、彼の論じる「古典的」救済論と、「黙示的」救済論との類似性は際立っているのである。

アウレンは「古典的贖罪論」と「ラテン的償罪論」という分類を提示し、西側プロテスタントはこの「ラテン的償罪論」の強い影響を受けてきた、と論じる¹²。ラテン的償罪論の特徴の一つは、救済理解においてサタンや悪魔といった「神話的」要素を極力排除し、神と人間という二者の関係においてそれを合理的かつ法律的に考察することにある。また、他者に損害を与えた場合、等価的なもので償わなければならないというゲルマン法的な考えに基づいている。ラテン的償罪論の重要な要素は三つであり、それは「功績 (merit)」、「償いのための苦行 (penance)」、そして「満足 (satisfaction)」である。功績 (merit) とは、神から命じられたことを完全に行うことによって獲得できるものだが、厳密な意味で神から命じられたこと以上のことを行えば、それは「超過的な」功績となり、その超過分は他人に転嫁することが出来る。また、神から命じられたことを行うことに失敗した場合には、その償いとしての罰、そして悔い改め (penance) が求められ、神はそれを満足 (satisfaction) して受け入れる。この償いとしての刑罰を、他人が身代わりとして被ることも許容される。そしてこれらの諸概念が、ラテン的償罪論の基礎となっている。

二者〔神と人〕の法的関係というこの観点は、いまやキリストの業を解釈するために用いられる。その苦難と死とによって、キリストは余剰的な功績を獲得し、これが満足あるいは償いとして神に支払われた。私たちは今やここで、救済についてのラテン的考え方の核心部分を手にしている¹³。

¹² ゲルマン法の等価代償を原理とする「償い、賠償 (reparation, recompense)」という概念は、ヘブル思想の「贖い、買い戻し (redemption)」とは同義ではない。深井智朗『プロテスタンティズム』(中央公論新社、2017年) 10-16頁参照。それゆえここでは「贖い」と結び付けられる「贖罪論」と、「償い」と結び付けられる「償罪論」とを、救済論の二類型として区別して用いる。

¹³ Gustaf Aulén, *Christus Victor*, translated by A. G. Hebert (London: SPCK, 1931), 82 [拙訳]。

ラテン的償罪論は、このような律法や苦行の実践を「功績」や「償い」と見なす考え方をベースにしている。宗教改革者マルティン・ルターを苦しめたのも、こうした思考回路に基づく救済理解だった。中世カトリックの神学、その中でも特にルターが神学教育を受けた「近代的道 (via moderna)」においては、神は自ら努力を示す者に恵みを賜わる義務を負うというような考えに傾きやすかった。そのような人間側の努力として、悔い改め (penance) のサクラメントの重要性が強調され、神からの恵みを受けるためには不完全な痛悔 (神への恐れから生まれる悔い改め) ではなく、本物の痛悔 (神への愛から自発的に生まれる悔い改め) をすることが必要だとされた。だが、何を持って「本物の痛悔」を成し得たのかということに関して、明確な定義は与えられていなかった。この曖昧さが、「一体自分は本物の痛悔を成し得ているのだろうか」と若きルターの悩める良心を苦しめたのだった。

このラテン的償罪論の西方神学への影響を考える上で欠かすことができない神学者がアンセルムスであり、以下にアウレンによるアンセルムスの解説を手短かに紹介する。アンセルムスによれば、神の名誉が損なわれたという損害について、人間は等価的な償い (賠償) を神に対して支払う必要がある。しかし、神に満足を与えられるような賠償を支払うことのできる人間は存在しない、なぜなら全ての人は罪人だからだ。そこで神が人間になる必要があった。罪とは無縁の、人となった神のみが神に満足を与えられるからだ。そしてキリストは人間として (その人性において) 苦難を引き受けて、神に償いをなした。神の名誉を損うという無限の罪を償えるのは、無限の価値を持つキリストの苦難と死のみだった。そしてここにはキリストと父なる神との間に明確な役割分担が見られる。(人性における) キリストは満足を支払う側であり、人間の罪の被害者たる父なる神は、その満足を受け取る側である。それに対し、「古典的贖罪論」では神とキリストとの間にそのような役割分担はない、というのがアウレンの主張である。

アウレンによれば、エイレナイオスに代表される古典的贖罪論においては、神はキリストと一体となって働かれ、そしてその働きの中でも最も重要なものは人類に対する「圧政者たち」、つまり罪と死とサタンという悪のトリオを打